

令和4年度 印西市民アカデミーだより 第4号

講座4：賢い消費者になるために

6月24日(金)、3年ぶりに教室内での講座が行われました。テーマは、「賢い消費者のなるために」。最近、通信販売や訪問販売、電話勧誘販売等でのトラブル件数が急増し大きな社会問題になっています。今回は、印西市消費者生活センターの職員を講師に招いて、被害にあわないための知識や方法等について学びました。学習したいいくつかの事例を紹介します。



◆最近増えている消費者被害

通信販売

定期購入トラブル(化粧品・除毛クリーム)、偽物・注文したもの以外が届いた、偽サイトで注文

訪問販売

保険申請サポートサービス、リフォーム工事、鍵やトイレの修理サービス、光卸回線

電話勧誘販売

生鮮食品(魚・果物等)、訪問買収(貴金属等)、光卸回線

★事例1：ショートメッセージに「利用料金の未払い金があります。支払期限を過ぎた利用料金があります。ご確認ください」とメッセージが届きURLをクリックした。

☞覚えのない請求は連絡しない。(相手に個人情報を与えることになる) ☞電話をかけた場合は着信拒否設定する。 ☞迷惑メールは受信拒否設定する。 ☞フィルタリングやセキュリティソフトを活用する。

★事例2：シミに効く美容液がお試し500円とSNSの広告に。「安いし、お試しなら」と思い契約内容をよく確認せずに申し込んだ。1か月後、美容液が2本届き10,000円の請求書が入っていた。効果もわからないし高額な美容液はいらない、解約の電話が繋がらない。

☞「初回限定」「お試し」「今だけ」と書かれた広告に注意 ☞定期購入になっていないか確認 ☞支払総額がいくらになるかを確認 ☞返品・解約が可能か確認

★事例3：損害保険を使い屋根や外壁の修理ができると勧誘された。保険申請が通った場合は、降りた保険金の39%を成功報酬として支払う契約になっている。成功報酬が高いので契約をやめたい。

☞相見積もりを取る。 ☞その場で契約しない。 ☞気になる事があれば、早めに相談する。 ☞訪問販売は、クーリング・オフできる。

また、「クーリング・オフ」できる契約についても教えていただき、まとめとしてクーリング・オフはがきを書く実習も行いました。年々巧妙化する手口に対応していくために「賢い消費者」になる努力をすることが重要です。少しでも気になる事があれば、**印西市消費者生活センター** ☎0476-42-3306へお気軽にご相談ください。